

## ④ 食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日食品安全委員会決定)

### 1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

### 2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

### 3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

### 4 質問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の質問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

### 5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。

### 3 専門調査会の調査審議以外の業務について

専門委員の業務は、専門調査会における専門の事項に関する調査審議が中心となりますが、食品安全委員会の活動の中で、意見交換会に参加していただくなど、専門調査会での調査審議以外の業務に携わっていただくことがあります。これまで専門委員に御担当いただいた専門調査会での調査審議以外の業務のうち主なものを以下のとおり御紹介します。（敬称略）

なお、回数は平成17年9月末時点のものです。

#### 1 リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの実施に当たって、専門の学識経験を有する専門委員に御参加いただき、専門調査会における調査審議の状況、結果等を含め、食品の安全性の確保に関する正確な情報の提供に御協力いただいています。

##### (1) 意見交換会

○平成15年度・・・3回

企画専門調査会	2人
リスクコミュニケーション専門調査会	4人
遺伝子組換え食品等専門調査会	18人

○平成16年度・・・14回

リスクコミュニケーション専門調査会	5人
動物用医薬品専門調査会	2人
プリオントン専門調査会	14人
肥料・飼料等専門調査会	2人
微生物専門調査会	2人

○平成17年度・・・2回

汚染物質専門調査会	2人
-----------	----

##### (2) 食品安全モニターミーティング

○平成16年度・・・10回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、 かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、 新開発食品、肥料・飼料等 各専門調査会	10人
---	-----

○平成17年度・・・10回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、 微生物、ウイルス、かび毒・自然毒等、遺 伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼 料等 各専門調査会	10人
--	-----

（※人数はのべ人数）

## 2 国際会合への出席

国際リスク評価機関の会合を始め、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただき、海外のリスク評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力いただいています。

### ○平成15年度・・・3回

鈴木勝士（農薬専門調査会）、大野泰雄（添加物専門調査会）、  
春日文子（緊急時対応専門調査会）

### ○平成16年度・・・7回

西川秋佳（添加物専門調査会）、高木篤也（農薬専門調査会）、  
澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、  
春日文子（微生物専門調査会）、吉田緑（農薬専門調査会）、  
広瀬明彦（器具・容器包装専門調査会）、  
廣瀬雅雄（化学物質専門調査会）

### ○平成17年度・・・5回

西川秋佳（添加物専門調査会）、渡邊治雄（微生物専門調査会）、  
吉川泰弘（プリオン専門調査会）、  
澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、  
高木篤也（農薬専門調査会）

## 3 食品健康影響評価技術研究運営委員会（平成17年度）

食品健康影響評価技術研究の効率的かつ効果的な実施のために開催される運営委員会の構成員として専門委員に御参加いただき、研究領域の決定、研究課題の審査、技術研究の評価等に御協力いただいています。

### ○第1回運営委員会

佐々木珠美（企画専門調査会）、立松正衛（化学物質専門調査会）、  
吉川泰弘（プリオン専門調査会）、  
池上幸江（遺伝子組換え食品等、新開発食品両専門調査会）

### ○第2回運営委員会

吉川肇子（リスクコミュニケーション専門調査会）、立松正衛、  
池上幸江

### ○研究課題候補に係る第1回ヒアリング

佐々木珠美、吉川肇子、池上幸江

### ○研究課題候補に係る第2回ヒアリング

佐々木珠美、池上幸江

### ○第3回運営委員会

佐々木珠美、吉川肇子、丸山務（微生物専門調査会）、池上幸江

#### 4 国会への参考人招致（平成17年度）

食品安全委員会としてお願いしている業務ではありませんが、国会の委員会が、国民の関心が高い事項について、専門委員に参考人又は政府参考人として出頭を求め、その意見又は説明を聞くことがあります。

- 5月20日 衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）  
　　山内一也（プリオン専門調査会）
- 6月27日 参議院農林水産委員会（牛海綿状脳症問題に関する件）  
　　吉川泰弘、金子清俊（ともにプリオン専門調査会）
- 8月 4日 衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）  
　　唐木英明（リスクコミュニケーション専門調査会）

## 4 専門委員の服務について

食品安全委員会の専門委員は、専門の事項を調査審議させるため内閣総理大臣が任命する非常勤の職員（食品安全基本法第36条）です。

専門委員は、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第2条の規定による一般職国家公務員ですので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりません。ただし、同法附則第13条、政令及び人事院規則の定めるところにより、同法の服務に関する規定のうち、①服務の宣誓、②政治的行為の制限、③私企業からの隔離、④他の事業又は事務の関与制限 に関するものは適用されません。

ここでは、同法の服務に関する規定のうち、専門委員に適用されるものについて、簡単に解説します。

### 1 服務の根本基準（法第96条）

日本国憲法第15条第2項の規定の趣旨に則り、国家公務員法は服務の根本基準を定めています。

専門委員は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないこと、公共の利益のために勤務すべきであって、いやしくも個人的な利益等のために勤務してはならないことに留意する必要があります。

### 2 法令及び上司に従う義務（法第98条第1項）

法治主義を実現するため及び行政機能が円滑かつ統一的に発揮されるため、専門委員は、法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられています。

### 3 爭議行為等の禁止（法第98条第2項）

一般に、国家公務員が集団で行う怠業（サボタージュ）その他の争議行為等は、業務の停滞を招き、公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全体の奉仕者である国家公務員の地位の特殊性と相容れないことから、たとえ非常勤の職員であっても禁止されています。

#### 4 信用失墜行為の禁止（法第99条）

専門委員は国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に当たるものであり、専門委員が非行に及ぶときは、本人及び本人の職務に対する信頼はもとより、食品安全委員会の業務全体に対する信用を失い、ひいては、食品健康影響評価の円滑な実施等に支障を生じるおそれがあることから、国民の信用を損なう行為は禁止されています。

行為は職務に関連しているか否かを問いません。具体的には、飲酒運転、暴行・けんか、痴漢行為等が国民の信用を損なう行為に該当します。

#### 5 秘密を守る義務（法第100条）

調査審議においては、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることで円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生じる場合や、審議結果の決定後であっても他国又は国際機関に関する非公開情報のようにそれを公にすることにより当該他国又は国際機関との信頼関係を損なう場合もあります。また、調査審議に際して得た個人情報、知的財産に係る情報等を漏らすこと、個人や法人の利益を損なう場合もあります。したがって、専門委員には守秘義務が課されています。

なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます。

#### 6 職務に専念する義務（法第101条）

専門委員は、職務の遂行を通じて国民全体の奉仕者としての使命を全うするものであることから、専門調査会の開催時間、各種の打合せの時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきであるとされています。

#### 7 服務に関する規定に違反した場合の処分（法第82条）

専門委員が国家公務員法に違反した場合には、同法第82条の規定により、免職等の懲戒処分となることもあります。懲戒処分は、同法第84条の規定により、専門委員の任命権者である内閣総理大臣が行います。

なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からではなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます。

(参考)

○国家公務員法（抄）

(昭和二十二年十月二十一日)

(法律第百二十号)

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
  - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
  - 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- ② (略)

(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

- ② (略)

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- ② (略)

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- ② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
- ③ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開

始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～④ (略)

(職務に専念する義務)

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

② (略)

## 5 食品健康影響評価技術研究の概要

食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、平成17年度より新たにリスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を開始することとしました。

研究の具体的な内容は以下のとおりです。

### (1) 研究概要

本研究はリスク評価ガイドライン・評価基準の策定等にかかる「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により実施されます。

研究費は以下の手順で執行されます。

- ① 当委員会において研究領域を決定
- ② 決定された研究領域についてHP等で広く国内外に募集
- ③ 提案された研究企画を当委員会で審査し、課題を採択
- ④ 採択研究課題に対し委託費として競争的研究資金を交付

(2) 研究予算 最高4千万円程度（単年度1課題当たり）

(3) 研究期間 原則3年間以内

(4) 研究主体 大学・試験研究機関等

(5) スケジュール

16年度	17年度	18年度	19年度
研究課題公募の準備 研究課題公募の決定 （4月中） （2ヶ月以上後）	研究事前調査 研究課題の公募（5月） 研究課題の決定（5月末）	研究の開始 中間評価 研究の継続の決定 （18研究結果の査定）	研究の開始 中間評価 研究の継続の決定 （18研究結果の査定） 研究成果提出 研究結果の審査 事後評価

## 平成17年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

### ○化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討	津田洋幸	名古屋市立大学

### ○食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所

### ○プリオントに起因するリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態	小野寺 節	東京大学

### ○微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	牧野壯一	帯広畜産大学

### ○タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	八村敏志	東京大学

### ○食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	春日文子	国立医薬品食品衛生研究所

### ○食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	関澤 純	徳島大学
食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類	今村知明	東京大学